

山形県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	備 考
1610010		女鹿	メカ	1	飽海郡遊佐町	遊佐町	山形県		○			S29.10.30		
1610020		吹浦	フクラ	1	飽海郡遊佐町	山形県	山形県		◎			S26.7.10	S52.5.24	
1610030		油戸	アブヲト	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○			S26.11.14		
1610040		三瀬	サンゼ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○			S27.12.29	S35.2.25	
1610050		小波渡	コハト	1	鶴岡市	山形県	山形県		○			S27.12.29	S38.12.11	
1610060		鈴	スズ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S27.12.29	H17.10.1	
1610070		暮坪	クレツホ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S26.11.14	H17.10.1	
1610080		米子	ヨナゴ	1	鶴岡市	山形県	山形県		○			S26.11.14	H17.10.1	
1610090		温福	オンブク	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S26.11.14	H17.10.1	
1610100		大岩川	オオイワガワ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○			S27.12.29	H17.10.1	
1610110		小岩川	コイワガワ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県		○	○		S26.7.10	H17.10.1	
1610120		早田	ワサダ	1	鶴岡市	鶴岡市	山形県					S27.6.23	H17.10.1	
1620010		由良	ユラ	2	鶴岡市	山形県	山形県		○	○		S26.7.10	S35.2.2	
1620020		堅苔沢	カタリサワ	2	鶴岡市	山形県	山形県		○	○		S26.11.14	S44.2.29	
1640010		飛島	トビシマ	4	酒田市(飛島)	山形県	山形県		◎			S26.7.10	S35.11.25	離島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。